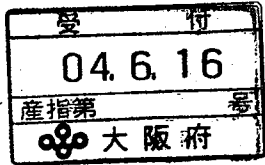


産業廃棄物処理計画実施状況報告書

2022年 6月 16日

大阪府知事 殿



提出者

住 所 岡山県岡山市北区内山下1-1-13

氏 名 株式会社 大本組

安全環境品質部長 谷本 安弘

電話番号 086-227-5164

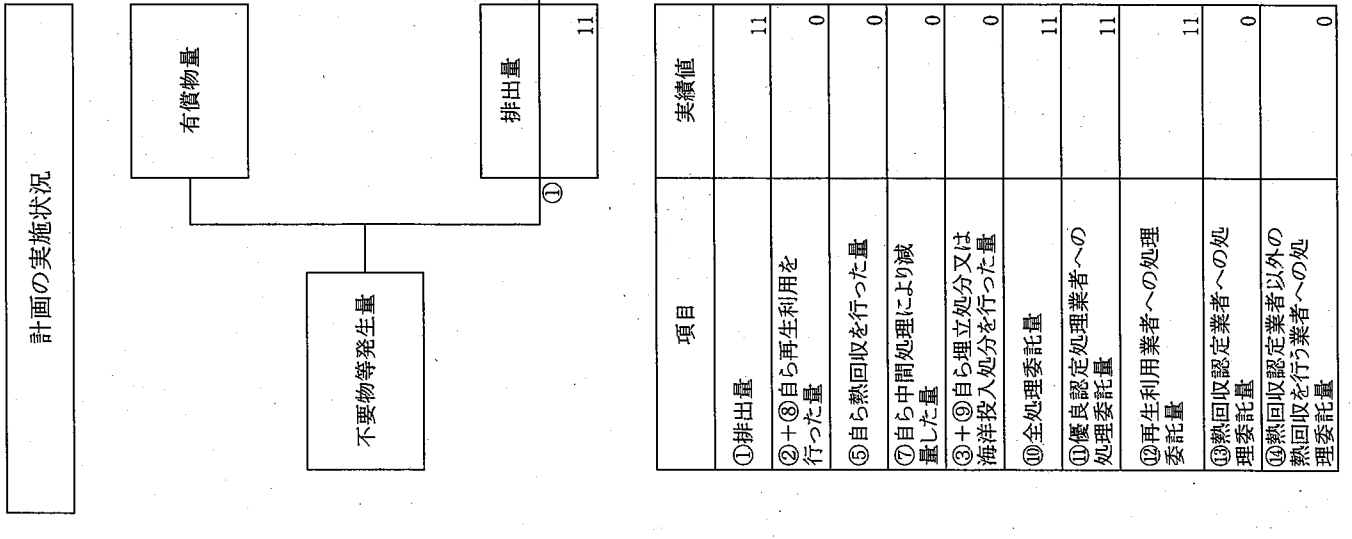
廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第10項の規定に基づき、 令和3年度の産業廃棄物  
処理計画の実施状況を報告します。

事業場の名称	株式会社大本組 大阪支店 大阪府内 建設工事作業所 (大阪市、堺市、豊中市、吹田市、高槻市、枚方市、八尾市、寝屋川市、東 大阪市内を除く)
事業場の所在地	(作業所)大阪府内(大阪市、堺市、吹田市、豊中市、高槻市、枚方市、 八尾市、寝屋川市、東大阪市内を除く) (事業者)大阪府大阪市北区南森町2-2-4
事業の種類	建設業 総合工事業 ・一般土木建築工事業【0611】
産業廃棄物処理計画における 計画期間	令和3年 4月 1日 ~ 令和4年 3月 31日(1年間)

産業廃棄物処理計画における目標値

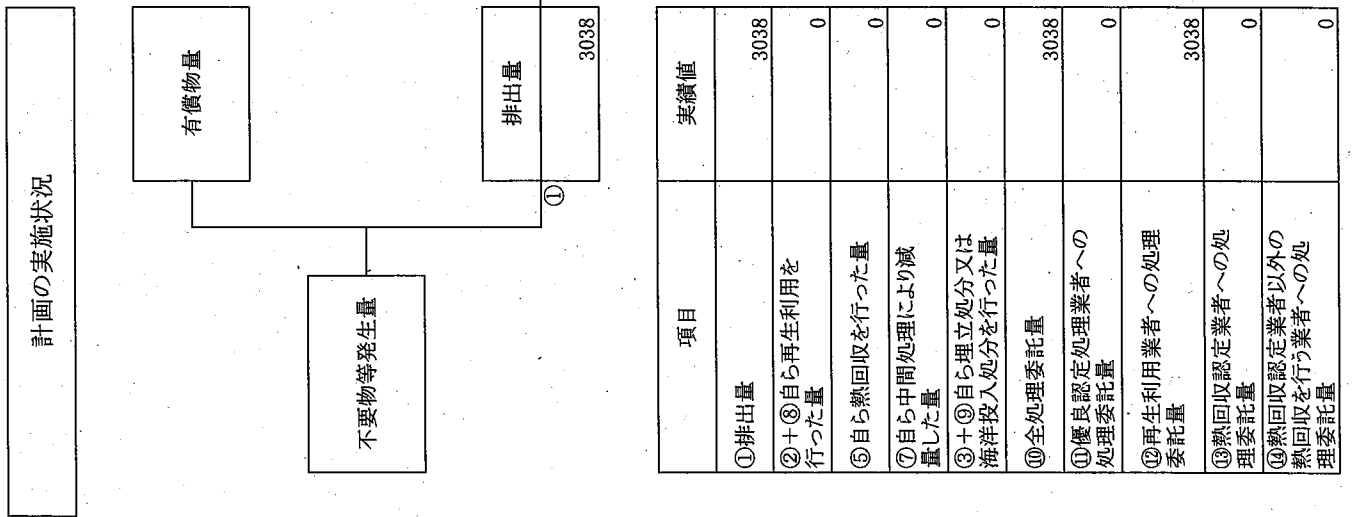
項目	目標値	項目	目標値
排 出 量	8,985t	全 処 理 委 託 量	8,985t
自ら再生利用を行う 産業廃棄物の量	0t	優良認定処理業者への 処 理 委 託 量	10t
自ら熱回収を行う 産業廃棄物の量	0t	再生利用業者への 処 理 委 託 量	8,952t
自ら中間処理により減量する 産業廃棄物の量	0t	認定熱回収業者への 処 理 委 託 量	0t
自ら埋立処分又は 海洋投入処分を行う 産業廃棄物の量	0t	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処 理 委 託 量	0t
※事務処理欄			

(産業廃棄物の種類: ①木くず)

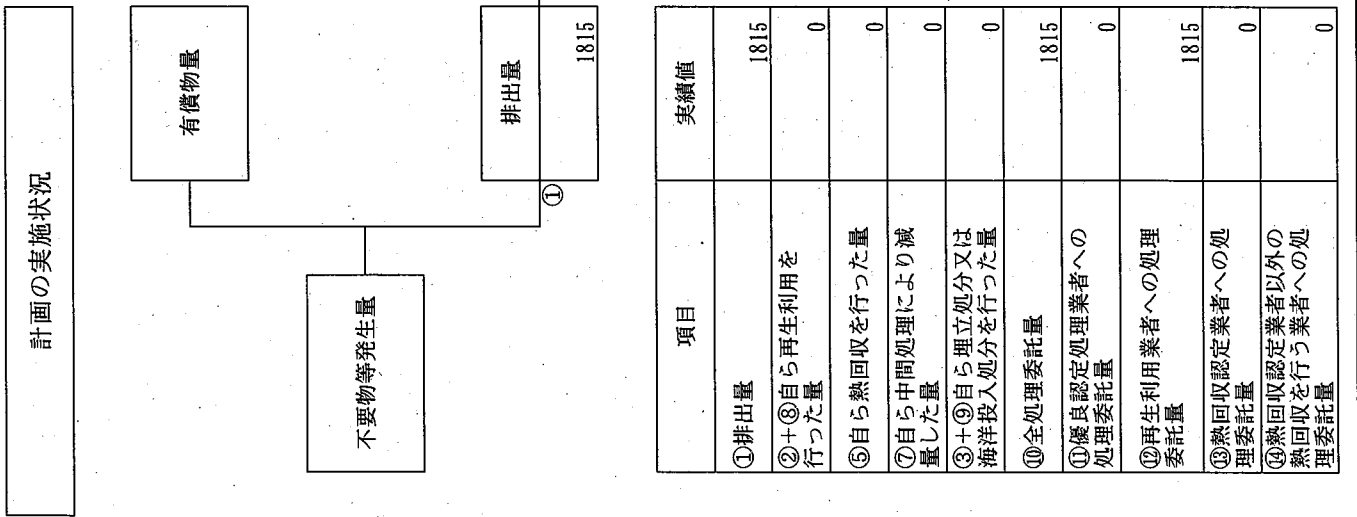


項目	実績値
①排出量	11
②+③自ら再生利用を行った量	0
⑤自ら熱回収を行った量	0
⑦自ら中間処理により減量した量	0
③+④自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った量	0
⑩全処理委託量	11
⑪優良認定処理業者への処理委託量	11
⑫再生利用業者への処理委託量	11
⑬熱回収認定業者への処理委託量	0
⑭熱回収認定業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	0

(産業廃棄物の種類: ②コンクリート破片)

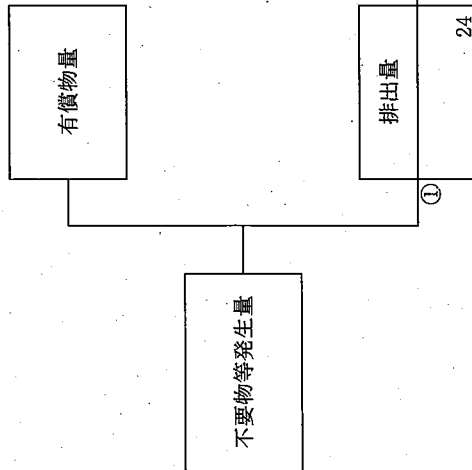


(産業廃棄物の種類: ③アスコン破片)

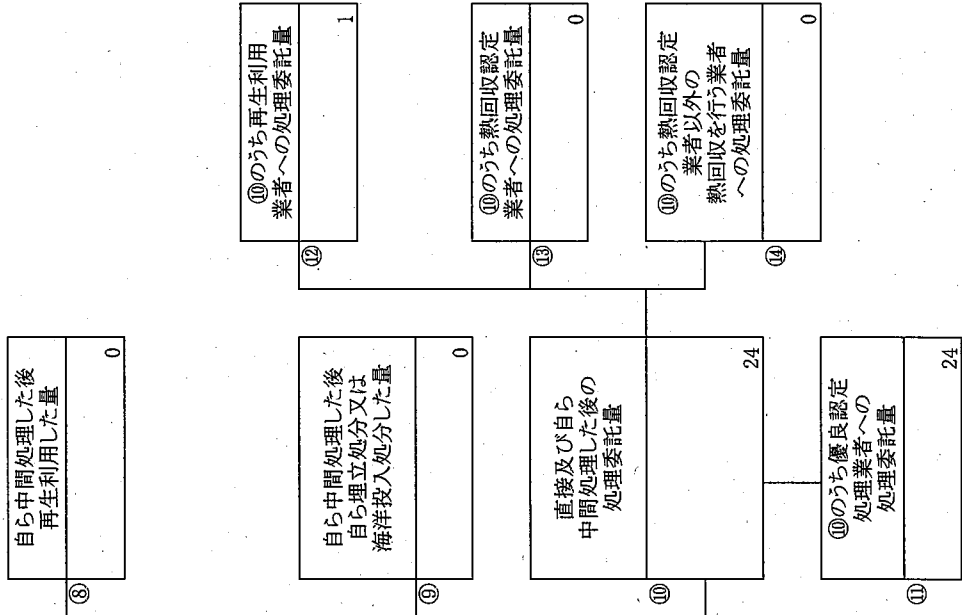


計画の実施状況

(産業廃棄物の種類: ④混合管理)



項目	実績値
①排出量	24
②+⑧自ら再生利用を行った量	0
⑤自ら熱回収を行った量	0
⑦自ら中間処理により減量した量	0
③+⑨自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った量	0
⑩全処理委託量	24
⑪優良認定処理業者への処理委託量	24
⑫再生利用業者への処理委託量	1
⑬熱回収認定業者への処理委託量	0
⑭熱回収認定業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	0



⑫のうち再生利用業者への処理委託量	1
⑬のうち熱回収認定業者への処理委託量	0
⑭のうち熱回収認定業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	0

備考

- 1 翌年度の6月30日までに提出すること。
- 2 「事業の種類」の欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
- 3 「産業廃棄物処理計画における目標値」の欄には、項目ごとに、産業廃棄物処理計画に記載した目標値を記入すること。
- 4 第2面には、前年度の産業廃棄物処理に関して、①～⑭の欄のそれぞれに、(1)から(14)に掲げる量を記入すること。
  - (1) ①欄 当該事業場において生じた産業廃棄物の量
  - (2) ②欄 (1)の量のうち、中間処理をせず直接自ら再生利用した量
  - (3) ③欄 (1)の量のうち、中間処理をせず直接自ら埋立処分又は海洋投入処分した量
  - (4) ④欄 (1)の量のうち、自ら中間処理をした産業廃棄物の当該中間処理前の量
  - (5) ⑤欄 (4)の量のうち、熱回収を行った量
  - (6) ⑥欄 自ら中間処理をした後の量
  - (7) ⑦欄 (4)の量から(6)の量を差し引いた量
  - (8) ⑧欄 (6)の量のうち、自ら利用し、又は他人に売却した量
  - (9) ⑨欄 (6)の量のうち、自ら埋立処分及び海洋投入処分した量
  - (10) ⑩欄 中間処理及び最終処分を委託した量
  - (11) ⑪欄 (10)の量のうち、優良認定処理業者(廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者)への処理委託量
  - (12) ⑫欄 (10)の量のうち、処理業者への再生利用委託量
  - (13) ⑬欄 (10)の量のうち、認定熱回収施設設置者(廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者)である処理業者への焼却処理委託量
  - (14) ⑭欄 (10)の量のうち、認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量
- 5 第2面の左下の表には、項目ごとに、産業廃棄物処理計画に記載したそれぞれの実績値を記入すること。
- 6 産業廃棄物の種類が2以上あるときは、産業廃棄物の種類ごとに、第2面の例により産業廃棄物処理計画の実施状況を明らかにした書面を作成し、当該書面を添付すること。
- 7 ※欄には、何も記入しないこと。